

1. 総則

番号	取扱い
1-4	グランピング施設の取扱いについて

グランピングのために宿泊者が利用する膜工作物のうち、次の1から4のすべてに該当するものは建築物に該当しないものとする。

- 1 長期に常設しないこと。
- 2 屋根（膜）が容易に取り外し可能なこと。
- 3 火気の使用がないこと。
- 4 防火地域及び準防火地域以外であること。

※補足事項

1 設置期間について

原則、「1年の過半」で判断する。例えば、通年設置でない夏季のみや、冬季限定の季節設置など、形態、設置状況、長期間存置されることが見込まれる等、その計画に応じて個別に判断する。

2 取り外しの容易性について

容易に取り外し可能とは、機械類不使用とする。例えば、手作業や、ドライバー、スパナ等の簡単な工具の使用による。

関係 法令等

法第2条第1号

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例2022年度版1-1用語の定義（1）建築物の定義（テント工作物）